

太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業に係る仕様書

太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業（以下「本事業」という。）に係る仕様書（以下「仕様書」という。）は、太陽光発電設備及び定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「太陽光発電設備等」という。）の普及拡大を目的として実施する本事業について必要な事項を定めるものであり、本事業を実施する事業者（以下「事業実施者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1 事業名

太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業

2 事業の目的

東京都（以下「都」という。）は、2050年までに世界のCO₂排出量の実質ゼロに貢献するゼロエミッション東京の実現を掲げ、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減するカーボンハーフを目指した取組を加速している。

東京はエネルギーの大消費地であり、ゼロエミッション東京の実現に向けては、エネルギーの消費効率の最大化と温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーを基幹エネルギーとした脱炭素エネルギーへの転換が必須である。

本事業は、太陽光発電設備等の購入を希望する都民を募り、共同購入することによるスケールメリットを活かした価格低減を促し、太陽光発電設備等の更なる普及拡大を図るものである。

3 事業の実施期間

事業の実施期間は令和6年3月31日までとする。

ただし、都と締結する協定の有効期間が延長された場合は、その期間による。

4 事業の概要

(1) 事業の概要

本事業は、太陽光発電設備等の購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促し、太陽光発電設備等の普及拡大を図る事業である。

(2) 事業の流れ

本事業における、事業実施者及び太陽光発電設備等の設置に係る工事施工事業者（以下「施工事業者」という。）が実施する事業の進め方は、次のとおりとする。

- ア 事業実施者は、広告宣伝を行うことで購入希望者を募集する。
- イ 事業実施者は、事前に設定した要件に基づき入札資格を付与した事業者に、設置予想戸数等の情報提供を行う。
- ウ 事業実施者は、入札資格を付与した事業者を対象として、太陽光発電設備等の設置費用に関して入札を実施することで、最も安価な価格を提示した事業者を施工事業者として決定する。
- エ 事業実施者は、施工事業者の決定後に、購入希望者に対し事前見積りを提示する。
- オ 事業実施者は、施工事業者に対し、次の内容を実施させる。
 - ・現地調査等の実施
 - ・購入希望者に対する最終見積りの提示
 - ・太陽光発電設備等の購入意思の確認
 - ・各種申請及び太陽光発電設備等の設置
- カ 事業実施者は、施工事業者の工事が妥当なものか確認するため、状況調査等により施工管理を行う。

(3) 事業の実施要件

- ア 3で定める事業実施期間において、購入希望者の募集を1回以上行うこと。
- イ 1回目の購入希望者の募集は、令和5年4月下旬までに開始すること。
- ウ 1回目の施工事業者の決定は、令和5年6月末までに行うこと。
- エ 1回目の事業実施に際しては、令和5年度のFIT価格を適用するため、東京電力パワーグリッド(株)が定める期限までの接続契約及び資源エネルギー庁が定める期限までの認定申請が行えるようなスケジュールで購入希望者との売買契約の締結を完了するよう、施工事業者に求めること。
- オ 令和6年3月29日（金曜日）までに、事業実施に係る実績報告書を提出すること。
- カ 2回目以降の購入希望者の募集を行う場合は、都と協議の上スケジュールを決定すること。

5 事業内容

事業実施者は、次の内容について実施すること。

(1) 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任

- ア 都との協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。
 - イ 業務の履行に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、類似の事業に従事した経験がある、業務管理に関する責任者を充てること。
 - ウ 事業実施者により選定された施工事業者及び太陽光発電設備等の購入を希望する都民からの問合せや苦情対応を行う窓口（以下「コールセンター」という。）は、各々において業務責任者を選任すること。
 - エ 実施体制図（都、事業実施者、施工事業者、購入希望者、関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの）を作成すること（任意様式）。
- (2) 事業実施スケジュール表の作成
- ア 事業実施スケジュール表を作成すること。
 - イ 事業実施スケジュール表においては、協定締結後から実績報告までのスケジュールについて記載すること。
 - ウ 1回目の事業実施スケジュールは、固定価格買取制度において令和5年度の認定を取得可能なスケジュールとすること。
 - エ 2回目以降の事業実施スケジュール表は、都と協議の上作成すること。
- (3) 購入希望者へ提供する太陽光発電設備等のプラン作成
- ア プラン作成については、「太陽光発電設備」と「定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「蓄電池」という。）」を自由に組み合わせる（太陽光発電設備単体又は蓄電池単体での設置も可）ことができるようにすること。
また、太陽光発電設備等の機器容量については、複数の選択肢を設定すること。
 - イ 購入希望者へ提供する太陽光発電設備等の種類・性能等を示したプランを作成すること。
 - ウ プランは、購入希望者が選択しやすいよう、シンプルな内容及び構成とすること。
 - エ V2Hについては入札の対象とせず、アで作成するプランの追加オプションとして設定すること。
また、オプションの設定に当たっては、市場価格より安い価格に設定し、オプションのみの提供は行わないこと。
 - オ 太陽光発電設備等及びV2Hは、都が実施する「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」の助成要件を満たす製品とすること。
 - カ プランについては、協定締結後、都と協議の上、最終決定すること。

(4) 広告宣伝

- ア 広告宣伝計画を策定し、広告対象及び方法については、都と協議の上、効果的なものを選択すること。
- イ 広告宣伝用のチラシ及びポスターを作成すること。
- ウ SNS やオンライン広告等を利用した宣伝広告を実施すること。
- エ 購入希望者募集期間中に、購入希望者向け説明会（オンライン可）を実施すること。
- オ 広告用の資料等を都に提供し、都が実施する広報に協力すること。
- カ 都が実施する区市町村に対する広報依頼に協力すること。
- キ 広告に都の名称等を用いる場合は、必ずその都度、都の了解を得ること。
- ク 本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、Web メディア等の取材申込みがあった場合は、都に報告すること。

(5) ホームページの構築、運用等

- ア 本事業に係る Web サイトの構築（PC 及びスマートフォンに対応したもの）、運用及びメンテナンスを行うこと。
- イ Web サイトの構築に当たっては、lg.jp ドメイン及びLGPKI Web サーバ証明書の両方を取得すること。
- ウ Web サイトを使用して購入希望者及び施工事業者の募集を行うこと。
- エ Web サイトの構築及び運用において、メンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。
- オ Web サイトでは、本事業以外の広告・宣伝を行わないこと。
- カ Web サイトは、どの広告媒体宣伝からアクセスしたかカウントできるように構築することとし、アクセス状況について都へ報告すること。

(6) 施工事業者の選定等

- ア 太陽光発電設備等及びV2Hを安全かつ確実に設置できる施工事業者を公募により選定するため、選定基準を作成の上、選定基準に基づき施工事業者の審査を行うこと。
- イ アの選定基準を満たした事業者による入札を行い、最も安価な入札を行った事業者から順に、複数の施行事業者を選定すること。ただし、都と協議の上、複数の施行事業者を選定することで、太陽光発電設備等の価格低減効果が著しく低下する等、本事業の目的の達成が困難と認められる場合は、最も安価な入札を行った事業者のみを施行事業者として選定することができるものとする。
- ウ 入札価格については、施工費、電力会社や国に対する申請費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用を含むものとする。

- エ 施工事業者の選定に当たっては、都内の事業者が多く参入できるよう十分配慮すること。
- オ 施工事業者選定の入札に参加する事業者は、次の要件を満たすこと。
- (ア) 事業実施者は、施工事業者として入札に参加できないものとする。
 - (イ) 財務状況が健全であること（事業実施者は、信用調査会社からレポートを取得すること等により確認すること。）。
 - (ウ) 施工事業者が建設業許可において電気工事業の許可を取得していること及び入札時において営業停止処分を受けていないこと。
なお、施工事業者が下請事業者を利用する場合の下請事業者も同様とする。
 - (エ) 施工保証を裏付けるものとして、施工瑕疵責任に関する保険（生産物賠償責任保険等）に加入すること。
 - (オ) 施工期間中の工事に係る損害への保険（工事保険、請負業者賠償責任保険等）に加入すること。
 - (カ) 購入希望者が割賦販売による分割払いや、ローンを希望した場合に信販会社や銀行、その他金融機関を紹介できること。
 - (キ) 関係法令（労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法、電気工事士法等）を遵守すること。
 - (ク) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と社会的に非難されるべき関係を有しているものでないこと。
- カ 入札結果については、都へ報告を行い公表すること。
- キ 選定された施工事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約を締結すること。
- また、契約書等には必ず次の内容を明記すること。
- (ア) 契約当事者について
 - (イ) 委託内容について
 - (ウ) 手数料等を定める場合は、その扱いについて
 - (エ) 工事完了期限及び完了報告について
 - (オ) 個人情報保護について
 - (カ) 事業実施者と施工事業者間の契約不履行による解除又は解約の扱いについて

- (キ) 善良なる管理者の注意義務について
- (ク) 規定外事項について誠実に協議する旨について
- (ケ) 裁判管轄について
- (コ) 関係法令の遵守について
- (サ) 事業実施者と施工事業者の間の責任区分の明確化について

ク 施工事業者から、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものでない旨の誓約書を受領すること。

ケ 施工事業者には、機器の設置に当たって、各種ガイドラインを遵守させるとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」別表第十三に定める騒音・振動についての日常生活等に適用する規制基準を遵守させること。

コ 施工事業者には、既存住宅に太陽光発電設備を設置する場合における、新耐震基準等による建物の強度や、屋根の塗装や葺き替えなどのメンテナンスの時期等についての、施主に対する丁寧な説明を行わせること。

サ 施工事業者には、機器の引き渡し時において、取扱い（通常時・停電時）、保守点検・故障の際の対応、廃棄に関する説明を行わせること。

シ 購入希望者への手続、工事の施工（施工後の被害に係るものを含む。）等、購入希望者募集後に係る一連の業務の実施に関しては、事業実施者又は施工事業者が責任を負うものとし、都は負わないものとする。

ス 購入希望者への手続、工事の施工（施工後の被害に係るものを含む。）等、購入希望者募集後に係る一連の業務の実施に関し、購入希望者との間で苦情やトラブル等が発生した場合には、発生した日時、場所、内容等を記録した書面を施工業者に提出させ、施工事業者とともに誠意を持って対応すること。

セ 苦情やトラブル等については、速やかに都へ報告すること。

ソ 施工事業者の入札金額を購入希望者へ提示し、最終的な購入意思の確認を行うこと。

(7) 問合せ対応

ア 問合せ及び苦情へ対応するため、事業実施者においてコールセンターの設置及び運用を行うこと。

イ 問合せ及び苦情については全てコールセンターで対応すること。

- ウ コールセンターで対応した問合せ及び苦情の日時、内容等を記録し、都に報告するとともに、工事内容に関するものについては、施工事業者適切に対応させること。
 - エ コールセンターで問合せ及び苦情へ対応する者への研修を行うこと。
 - オ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。
 - カ コールセンター以外への問合せ及び苦情があった場合についても対応すること。
 - キ 業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有するものを選任すること。
- (8) アンケート
- ア 購入者を対象としたアンケート調査票の作成、回収及び集計を行うこと。
 - イ アンケートの内容については、事前に都と十分な調整を行い決定すること。
また、アンケートの回収率を上げる取組を実施すること。
- (9) リスク管理
- ア 事業実施に伴うリスクについては、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。事業実施者の責めに帰すべき事由によりリスクが実現した場合には都と協議の上、帰責性が認められる範囲で責任を負うこと。
 - イ 事業実施者は、購入希望者の募集開始前に、本事業において発生が想定されるリスク及びその対処方法について取りまとめた上で、都に提出すること。

6 実績報告書の提出等

事業実施者は、次のものについて取りまとめ、令和6年3月29日（金曜日）までに、都に提出するものとする。

なお、協定期間の延長があった場合は、全ての施工工事完了後、遅滞なく再度、提出するものとする。

- (1) 実績報告書（購入希望者数及び契約数、広報の実績、アンケート集計結果、工事完了報告等の事業の実施状況等）
- (2) 広報に係る作成物及びその電子データ

7 その他

- (1) 本事業に係る計画に変更が生じた場合は、速やかに都へ報告し、都と事業実施者が協議した上で決定する。
- (2) 都から事業の進捗状況等について問合せがあった場合は、報告すること。

- (3) 事業実施者は、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。
- (4) 事業実施者は、購入希望者及び施工事業者募集の際に、次の事項について明示すること。
 - ア 事業実施は、都を代理する権限を有するものではないこと。
 - イ 都が事業実施者の資力・信用を保証するものではないこと。
- (5) 事業実施者は、本業務に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、事業実施期間中及び事業終了後を問わず、第三者に漏えいしてはならない。ただし、都に対して東京都情報公開条例(平成 11 年東京都条例第 5 号)に基づく情報開示請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においてはこの限りではない。
- (6) その他、仕様書の内容について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事由等が発生した場合は、都と協議した上で業務を進めること。